

令和6年度 認知症対応型通所介護 指摘事項一覧

3事業所中

番号	分類	指導内容	根拠法令	指摘 事業所数
1	秘密保持等	従業者について、秘密保持に係る必要な措置が講じられていませんでした。従業者や従業者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、秘密保持に係る誓約書を作成する等の措置を講じてください。	区条例第9号第80条で準用する第35条第1項第2項 基準省令解釈通知第3の三の3(8)で準用する第3の一の4(26)①②	1
2	非常災害対策	避難訓練等が実施されていなかったため、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を定期的に実施してください。	区条例第9号第80条で準用する第59条の15第1項 基準省令解釈通知第3の三の3(8)で準用する第3の二の二の3(8)①	1
3	業務管理体制の届出	業務管理体制の整備に関する事項を届け出ていませんでした。業務管理体制の整備に関する必要な事項を届け出てください。	介護保険法第115条の32第1項第2項	1
4	給付費の算定 (個別機能訓練加算)	個別機能訓練加算(Ⅰ)の以下の算定要件を満たしていない事例がありました。適切な算定となるよう介護給付費及び利用者負担分の過誤調整をしてください。 ●機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとにその目標、実施方法等を内容とする個別機能訓練計画書を作成すること。	厚告第126号別表3の注10 留意事項通知第2の4(9)	1
5	給付費の算定 (送迎減算)	迎えサービスを行っていないにも関わらず、送迎減算を行っていない事例がありました。適切な算定となるよう介護給付費及び利用者負担分の過誤調整してください。	厚告第126号別表3注20 留意事項通知第2の4(19)	2